

点字広報誌

私 たち の 税 金

(平成 29 年度版)

国 税 庁 広 報 広 聴 室

この点字広報誌「私たちの税金」は、平成29年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

目次の項目については、本文中でも[]書きで点字本のページ数を表示しています。

「私たちの税金」(平成29年度版) 目次

	ページ	点字本 ページ
税金とは	1	(1)
納税の義務	2	(1)
税金はこう使われる	3	(3)
1 社会保障	3	(5)
2 公共事業	4	(7)
3 教育・科学の振興	4	(7)
4 地方財政の適正な運営	5	(8)
税金にはこんな種類が	6	(10)
1 国税と地方税	6	(10)
2 所得課税、消費課税と資産課税	6	(11)
3 直接税と間接税	6	(12)
申告と納税の仕組み	7	(13)
1 申告納税制度と賦課課税制度	7	(13)
(1) 申告納税制度	7	(13)
(2) 賦課課税制度	7	(14)
2 青色申告制度	7	(15)
3 白色申告者に対する記帳・帳簿等の保存制度等	8	(16)
(1) 記帳・帳簿等の保存制度	8	(16)
(2) 収支内訳書添付制度	8	(17)
(3) 総収入金額報告書提出制度	8	(17)
4 源泉徴収制度	8	(18)
所得税及び復興特別所得税	10	(20)
1 所得とは	10	(20)
2 所得の種類	10	(21)
3 課税されない所得	10	(22)
4 所得税の課税方法	11	(24)

5	復興特別所得税	12	(25)
	各所得の内容と計算	13	(26)
1	利子所得	13	(27)
2	配当所得	13	(28)
3	事業所得	14	(30)
	(1) 所得金額の計算	14	(30)
	(2) 収入金額に含まれるもの	14	(31)
	(3) 収入金額の計上時期	15	(32)
	(4) 必要経費	15	(32)
	(5) 計算例	17	(37)
4	不動産所得	17	(38)
5	給与所得	17	(39)
	(1) 所得金額の計算	17	(39)
	(2) 給与所得控除額	18	(39)
	(3) 給与所得者の特定支出控除	18	(41)
6	退職所得	18	(42)
	(1) 所得金額の計算	19	(42)
	(2) 退職所得控除額	19	(43)
7	譲渡所得	19	(44)
	(1) 土地や建物の譲渡	19	(44)
	(2) 株式等の譲渡	20	(46)
	(3) 土地や建物、株式等以外の譲渡	21	(48)
8	山林所得	21	(50)
9	一時所得	22	(51)
10	雑所得	23	(53)
	所得税の計算	24	(55)
1	所得控除	25	(58)
	(1) 雑損控除	25	(58)
	(2) 医療費控除	25	(59)

(3) 社会保険料控除	27	(63)
(4) 小規模企業共済等掛金控除	27	(64)
(5) 生命保険料控除	27	(65)
(6) 地震保険料控除	28	(66)
(7) 寄附金控除	28	(67)
(8) 障害者控除	29	(68)
(9) 寡婦（夫）控除	29	(69)
(10) 勤労学生控除	29	(69)
(11) 配偶者控除	29	(70)
(12) 配偶者特別控除	30	(71)
(13) 扶養控除	30	(72)
(14) 基礎控除	31	(75)
2 税額控除	31	(75)
(1) 配当控除	31	(76)
(2) （特定増改築等）住宅借入金等特別控除	32	(76)
(3) 政党等寄附金特別控除	32	(78)
(4) 認定住宅新築等特別税額控除	33	(79)
(5) 認定NPO法人等寄附金特別控除	33	(80)
(6) 公益社団法人等寄附金特別控除	33	(80)
(7) 住宅耐震改修特別控除	33	(81)
(8) 住宅特定改修特別税額控除	34	(82)
3 計算例	34	(83)
4 計算過程	35	(86)
所得税及び復興特別所得税の申告と納付	37	(90)
1 申告	37	(90)
2 納付	37	(91)
還付金の受取方法	39	(95)
申告を誤ったときは	40	(95)
1 修正申告	40	(96)

2 更正の請求	40	(96)
個人事業者の各種の届出	41	(97)
利子所得の非課税制度	42	(98)
消費税	43	(100)
1 消費税の課税対象	43	(100)
2 納税義務者	43	(102)
(1) 国内取引	44	(103)
(2) 輸入取引	45	(105)
3 非課税となる取引	45	(105)
(1) 国内取引	45	(106)
(2) 輸入取引	46	(108)
4 免税となる取引	46	(108)
5 税率	46	(109)
6 仕入税額控除制度	46	(109)
納付税額の計算方法	47	(110)
1 課税売上げ	47	(111)
2 課税仕入れ	47	(111)
中小事業者の方	48	(112)
消費税及び地方消費税の申告と納付	50	(115)
消費税の各種の届出	52	(119)
総額表示の義務付け	53	(120)
1 対象となる取引	53	(121)
2 総額表示の具体的な表示方法	53	(121)
障害者と税金	54	(123)
1 所得税	54	(124)
(1) 障害者本人が受けられる所得控除	54	(124)
(2) 障害者を扶養している方が受けられる所得控除	54	(125)
.....	54	(125)
(3) 心身障害者扶養共済掛金の控除	55	(126)

(4) 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	55	(127)
2 消費税	55	(127)
(1) 身体障害者用物品の非課税	55	(127)
(2) 公的な医療保障制度に係る医療等の非課税	55	(128)
(3) 介護保険サービスの非課税	56	(128)
(4) 社会福祉事業等の非課税	56	(129)
3 相続税	56	(129)
(1) 障害者控除	56	(130)
(2) 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給 権の非課税	56	(130)
4 贈与税	57	(131)
(1) 特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づい て受ける信託受益権の非課税	57	(131)
(2) 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給 権の非課税	58	(134)
5 地方税	58	(134)
(1) 住民税	58	(134)
(2) 自動車税、軽自動車税、自動車取得税	59	(138)
税務署の処分に不服があるときは	61	(139)
国税について調べたい方は	62	(141)
1 タックスアンサー	62	(141)
2 電話相談センター	62	(142)
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）	63	(144)
1 マイナンバー制度の概要	63	(144)
2 国税関係手続における変更点	63	(144)

国や地方公共団体は、行政活動を通じ、私たちの生活に欠かすことのできない公共サービスなどを提供していますが、そのような活動に必要な費用を、私たちは税金という形で負担しています。

税金は、民主主義国家の国民にとって、共同社会を維持するための、いわば「会費」といえるでしょう。

民主主義国家では、国民を代表する議会在が定めた法律によつてのみ税金が課されることになっています。これを「租税法律主義」といいます。

我が国の憲法では、第84条で、

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」

との規定を設けています。この規定は、私たちが納める税金は、私たち国民を代表する議会在が定めた法律によつてのみ課され、私たちは法律によらない課税を受けることはないという権利を保障したものです。

また、第30条で、

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

との規定を設けています。これが、いわゆる「納税の義務」の規定で、勤労の義務、教育の義務とともに、国民の三大義務と呼ばれています。

したがって、私たち国民は、全て、法律で定められた税額を納める義務を負っていると同時に、法律で定められた税額を上回っては課税されないという権利を持っています。

私たちの生活は、家庭の経済を中心に営まれています。例えば、給与所得者の場合は、給料から衣食住その他生活に必要なものを購入します。

しかし、健康で豊かな生活を営むためには、道路や水道など毎日の生活に欠かせないものを整備しなければなりません。また、警察や消防なども必要です。

国や地方公共団体は、このような社会全体にとって必要な仕事を受け持っています。そして、その費用を賄うために、税金や公債などの形で収入を得ています。

この税金や公債などの収入のことを「歳入」といい、支出のことを「歳出」といいます。

平成29年度の国の歳入（予算額）は97兆4,547億円で、その59.2%が税金（租税及び印紙収入）となっています。

1 社会保障〔P 5〕

平成29年度の社会保障関係費は、32兆4,735億円で歳出予算の33.3%を占めています。

社会保障には、①社会保険、②生活保護、社会福祉などがあります。

①社会保険には、医療保険、年金制度、介護保険などがあります。

医療保険は、病気やけがをしたときにだれもが安心して医療を受けることができるようにするための制度です。年金制度は、高齢者や障害者などの生活を所得の面から保障する制度で、国民年金、厚生年金などがあります。介護保険は、介護が必要となった方々を社会全体で支えるための制度です。年金医療介護保険給付費は、社会保障関係費

の80.1%を占めています。

②生活保護は、生活に困っている方々に対して、最低限度の生活を保障し、その自立を助けるための制度です。生活扶助や住宅扶助、教育扶助、医療扶助などの制度があります。

また、社会福祉は、障害者や母子家庭など社会生活を営む上で様々なハンディキャップを持った方々が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営むことができるよう、公的な支援を行う制度です。

生活保護費と社会福祉費を合わせた生活扶助等社会福祉費は社会保障関係費の12.4%を占めています。

2 公共事業〔P7〕

道路や港湾、住宅、上下水道、公園、ダムなど私たちの生活や産業活動の基盤となる公共施設を整えるための費用が、公共事業関係費です。

平成29年度の公共事業関係費は5兆9,763億円で、歳出予算の6.1%を占めています。

3 教育・科学の振興〔P7〕

教育は国の基本であるといわれています。平成29年度の文教及び科学振興費は5兆3,567億円で、歳出予算の5.5%を占めています。

小学校と中学校の9年間は、義務教育としてだれもが教育を受けることになっています。校舎の建設、教科書の配付、学校の給食設備などの費用は、国と地方公共団体が負担しています。

平成26年度に国と地方公共団体が負担した額は、小学校の児童一人当たり約89万円、中学校の生徒一人当たり約101万1,000円、全日制の

高等学校の生徒一人当たり約100万5,000円となっています。

4 地方財政の適正な運営〔P 8〕

都道府県や市区町村といった地方公共団体は、教育、警察、消防、環境衛生、生活保護など私たちの日常生活に密接に結びついている仕事を受け持っています。

ところが、地方公共団体は、その規模や地域の経済条件によって、その財政力に違いがあります。

こうした財政力の違いによって住民の受ける公的サービスに格差が生じないように、国は地方公共団体の財源を確保し、各地方公共団体間のバランスを調整する支出を行っています。これが「地方交付税交付金等」と呼ばれるものです。

なお、平成29年度の地方交付税交付金等は15兆5,671億円で、歳出予算の16.0%を占めています。

また、地方交付税交付金等のほかに、地方公共団体に支出されるものに、社会保障、公共事業、教育などの補助金や負担金として支出される「国庫支出金」などがあります。

「租税及び印紙収入」、つまり税金は、国や地方公共団体の歳出の重要な財源です。ここでは、通常使われている税金の分類の仕方を3つ説明します。

1 国税と地方税〔P10〕

税金をどこに納めるかによって分類しています。

国税とは、国に納める税金をいい、地方税とは、地方公共団体に納める税金をいいます。地方税は、さらに道府県税と市町村税に区分されます。

2 所得課税、消費課税と資産課税〔P11〕

何に課税するかによって分類しています。

所得課税とは、個人に対する所得税や会社に対する法人税などのように、所得や利益を対象として課税される税金をいいます。

消費課税とは、消費税や酒税、たばこ税などのように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税金をいいます。

資産課税とは、相続税や固定資産税などのように、資産を対象として課税される税金をいいます。

3 直接税と間接税〔P12〕

税金の納め方によって分類しています。

直接税とは、所得税や法人税などのように、税金を納める義務のある人と、その税金を負担する人が同じである税金をいいます。

間接税とは、消費税などのように、税金を納める義務のある人と、その税金を負担する人が異なる税金をいいます。

1 申告納税制度と賦課課税制度〔P13〕

納付すべき税額の確定の方式には、申告納税制度と賦課課税制度の2つがあります。

(1) 申告納税制度〔P13〕

納税者が自分でその所得金額や納付すべき税額を正しく計算し、それに基づいて申告し納付するという制度です。

これは、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自らの責任において申告し納付することから、民主的な制度といえます。

戦前は賦課課税制度が採られていましたが、昭和22年度の税制改正で、申告納税制度が所得税、法人税及び相続税に導入され、現在では、国税のほとんどについてこの制度が採用されています。

地方税でも、法人の住民税、法人の事業税、自動車取得税などに申告納税制度が採用されています。

(2) 賦課課税制度〔P14〕

税務官庁によって、納付すべき税額が決定される制度をいいます。

現在では、個人の住民税、個人の事業税、固定資産税、不動産取得税、自動車税などに賦課課税制度が採用されています。

2 青色申告制度〔P15〕

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の継続的で正しい記帳がその基盤になければなりません。青色申告制度は、このような基盤を築いていくため、昭和25年に、シャウプ勧告に基づく税制の全面的な改革の一環として創設された制度です。

この制度の内容は、事業を行っている個人や法人が帳簿書類を備え付け、取引を正確に記録するように奨励するため、青色申告を選択した方に対し一定の帳簿書類の備付けと記帳を義務付けるとともに、種々の特典を与えるというものです。

現在、この制度は納税者の間に定着してきており、青色申告者の数は、平成28年分において個人では約640万人となっています。

3 白色申告者に対する記帳・帳簿等の保存制度等〔P16〕

申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推進を図るため、次のような制度が設けられています。

(1) 記帳・帳簿等の保存制度〔P16〕

事業所得等（事業所得、不動産所得及び山林所得）を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。）は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります。

(2) 収支内訳書添付制度〔P17〕

事業所得等のある方で、確定申告書を提出する方は、収支内訳書を添付しなければなりません。

(3) 総収入金額報告書提出制度〔P17〕

確定申告書を提出しなくてもよい方でも、事業所得等の総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合は、総収入金額報告書を提出しなければなりません。

4 源泉徴収制度〔P18〕

所得税は、所得者自身、つまり納税者がその年の所得金額とこれに対する所得税額を計算し、これらを自主的に申告し納付する申告納税

制度を採用していますが、これと併せて、利子、配当、給与等の支払者である源泉徴収義務者がそれらを支払う際に所得税額を天引きして国に納付する源泉徴収制度が採用されています。

この天引きされた税額は、原則として、確定申告をする際に所得税額から差し引かれます。ただし、給与については、年末調整という手続を通じて、年間の給与について納めなければならない税額と天引きされた税額との過不足額の精算が行われますので、大部分の給与所得者は改めて確定申告をする必要はないこととなります。

また、利子については原則として源泉分離課税の対象とされていますので、通常は源泉徴収だけで課税関係が終了することとなります。

このように源泉徴収制度は、国の徴収事務の簡素化、能率化の目的にかなった制度であるだけでなく、納税者、特に給与所得者にとっても、申告・納付の手間が省け便利で合理的な制度であるといえます。

1 所得とは〔P20〕

所得税は、所得に応じて納める税金ですが、その所得とは一体どのようなものをいうのでしょうか。それは、私たちが、日常生活の様々な場面で手にする経済的な利益のことです。

例えば、私たちが商品を販売して利益を得た場合の所得は、商品の販売額から販売した商品の仕入金額である売上原価と商品の販売に必要な費用との合計額を差し引いたものとなります。この場合の商品の販売額を「収入金額」といい、商品の売上原価や販売に必要な費用を「必要経費」といいます。

このような所得の基となる収入金額の範囲は極めて広く、商品の販売額のほかに、利子、配当、給料、報酬、土地・建物の売却代金、土地・建物の賃貸料などが含まれます。

さらに、金銭以外の物品、資産、権利などを受けた場合であっても、それらの価額が収入金額となります。

2 所得の種類〔P21〕

所得税の場合、その性質によって次の10種類に区分して、個別に所得金額を計算することになっています。

- ①利子所得 ②配当所得 ③事業所得 ④不動産所得 ⑤給与所得
⑥退職所得 ⑦譲渡所得 ⑧山林所得 ⑨一時所得 ⑩雑所得

3 課税されない所得〔P22〕

所得税は、通常全ての所得に課されることになっていますが、特定の所得については、原則として、申告や申請などの手続をしなくても、

課税されないことになっています。これを「非課税所得」といいます。

例えば、次の①から⑩のようなものが非課税所得となります。

- ① 雇用保険の失業給付金
- ② 生活保護のための給付金
- ③ 生活の用に供する家具、衣服その他の家庭用動産の譲渡による所得
- ④ 給与所得者が受ける出張旅費のうち一定額
- ⑤ 給与所得者が受ける通勤手当のうち一定額
- ⑥ 文化功労者年金
- ⑦ ノーベル賞の金品
- ⑧ 相続、贈与などによって取得した資産
なお、この資産は、相続税や贈与税の対象となります。
- ⑨ 国内で販売される宝くじの賞金
- ⑩ オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた方を表彰するものとして交付される一定の金品

また、身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金などを受けている妻、寡婦年金を受けている方などが受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を行うことを要件に非課税の適用を受けることができます。

さらに、農家が、飼育した一定の肉用牛を一定の家畜市場などで売却した場合の所得のように、申告や申請などの手続を行うことで所得税が免除される「免税所得」というものもあります。

4 所得税の課税方法〔P24〕

所得税は、各種の所得金額を合計し総所得金額を求め、これについて税額を計算する「総合課税」が原則です。

しかし、一定の所得については、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算します。

この方法には、他の所得と分離して、所得を支払う方が支払の際に一定の税率で所得税を源泉徴収し、それだけで所得税の課税が完結する「源泉分離課税」や、他の所得金額と合計せず分離して計算した税額を確定申告により納付する「申告分離課税」があります。

5 復興特別所得税〔P25〕

平成 25 年から平成 49 年までの各年分については、東日本大震災の復興を図るための施策に必要な財源の確保のために、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付します。

復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年までの各年分の所得税額である基準所得税額に 2.1%の税率を掛けて計算するのが原則です。

また、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に、復興特別所得税が併せて徴収されます。

10種類に区分される所得がどのようなものか、また所得金額はどのようにして計算されるのかを簡単にみてみましょう。

1 利子所得〔P27〕

利子所得とは、預貯金や公社債の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。

利子所得の金額は、収入金額がそのまま所得金額になります。

なお、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）など一定の公社債の利子は、他の所得と分離して税額を計算する申告分離課税となります。ただし、一定の公社債の利子については、確定申告不要制度を選択することができます。

また、預貯金の利子などの所得については、源泉分離課税の対象となり申告は不要です。ただし、国外で支払われる預金等の利子など、日本の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されていないものなどは申告が必要です。

2 配当所得〔P28〕

配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く投資信託の収益の分配などから生ずる所得をいいます。

配当所得の金額は、配当の収入金額から株式などを取得するために借り入れた借入金の利子を差し引いて計算します。

配当所得は、他の所得と総合し、累進税率を適用して税額を計算しますが、一定の上場株式等の配当等については、他の所得と分離して税額を計算する申告分離課税を選択することができます。

ただし、申告分離課税を選択すると、配当控除を受けられず、確定申告をする一定の上場株式等の配当等の全てについて総合課税とするか、全てについて申告分離課税とするかのいずれかを選択する必要があります。

また、一定の配当等については、確定申告不要制度を選択することができます。

3 事業所得〔P30〕

事業所得とは、商工業や農漁業、医師、マッサージ師、指圧師、はり師、弁護士、俳優などのように、事業を営んでいる方のその事業から生ずる所得をいいます。ただし、不動産の貸付けや山林の立木（たちきのことをいいます。）の譲渡などによる所得は、事業所得ではなく、通常、不動産所得や山林所得として取り扱われます。

(1) 所得金額の計算〔P30〕

事業所得の金額は、次の算式で計算します。

事業所得の金額＝収入金額－必要経費

(2) 収入金額に含まれるもの〔P31〕

収入金額には、それぞれの事業から生ずる売上金額のほかに、次の①から⑤のものも含めて計算します。

- ① 金銭以外の物や権利などによる収入
- ② 商品を自家用に消費したり贈与した場合のその商品の価額
- ③ 商品などの棚卸資産について損害が生じた場合に受け取った保

険金や損害賠償金などで事業の収入に代わる性質のもの

- ④ 空箱や作業くずなどの売却代金
- ⑤ 仕入割引やリベート収入

(3) 収入金額の計上時期〔P32〕

収入金額は、原則として、収入となることが確定した時に収入があったものとして計算します。

(4) 必要経費〔P32〕

必要経費とは、売上原価その他事業収入を得るために直接要した費用及び販売費、一般管理費その他業務について生じた費用のことをいいます。したがって、次の①から⑥のような費用は必要経費にはなりません。

- ① 衣食住費、養育費などの生活費である家事用の費用
- ② 事業と家事の双方の目的のために支出される家事関連費（例えば、店舗兼住宅などの地代、家賃、火災保険料、水道光熱費、固定資産税、不動産取得税など）のうちの家事用部分に相当する金額
- ③ 所得税、復興特別所得税、住民税
- ④ 罰金、科料（とがりょう）、過料（あやまちりょう）、国税の延滞税や加算税、地方税の延滞金や加算金
- ⑤ 資産の値下がりなどによる評価損
- ⑥ 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給料や賃金（青色事業専従者に支払う給与を除きます。）、家賃、利子

家事関連費は、事業用部分だけが必要経費に算入されますが、家事用の部分と事業用の部分との区別は、使用時間、床面積などの合

理的基準によってあん分して計算します。

家族従業員が事業に専ら従事している場合は、青色申告者と白色申告者とで、それぞれ次のイ及びロのように取り扱われています。

イ 青色事業専従者給与

青色申告者は、配偶者や親族に支払う給与が次の①及び②の要件を全て満たす場合には、あらかじめ税務署長に届け出れば、その給与を必要経費とすることができます。

(要件)

- ① 生計を一にする配偶者や15歳以上の親族のうち、その年を通じて事業に6か月を超える期間従事するなど、その事業に専ら従事していると認められる方に支払う給与であること
- ② 支払う給与は、仕事に従事している期間、仕事の性質や程度、その仕事に従事する他の使用人や同業者の従業員給与、その事業の種類や規模、収益の状況からみて、仕事の対価として相当であると認められること

ロ 事業専従者控除

白色申告者は、事業に従事している配偶者や生計を一にする親族に給与を支払っても、その給与は必要経費とは認められません。代わりに、事業所得、不動産所得、山林所得を生ずる事業に専ら従事する配偶者や15歳以上の親族で生計を一にする方がいる場合には、一人につき50万円（その者が配偶者である場合は86万円となります。）又は次の算式で計算した金額のうちいずれか少ない金額を必要経費とすることができます。

事業専従者控除

= (事業専従者控除をする前の事業に係る不動産所得の金額、
事業所得の金額又は山林所得の金額) ÷ (事業専従者の数 + 1)

なお、青色事業専従者で専従者給与の支払を受ける方や白色事業
専従者については、事業主の申告に際して障害者控除、配偶者控除、
配偶者特別控除又は扶養控除の適用を受けることはできません。

(5) 計算例〔P37〕

マッサージ師の場合の事業所得の計算例を示すと次のとおりです。

- ① 1月から12月までの間のマッサージ収入は474万円です。
- ② 必要経費は79万円です。
- ③ 妻もマッサージの手伝いをしていて、事業専従者です。
他に事業専従者はいません。
- ④ 白色申告者です。

事業専従者控除額は86万円となるため、事業所得の金額は、
 $474万円 - 79万円 - 86万円 = 309万円$ となります。

4 不動産所得〔P38〕

不動産所得とは、①土地や建物などの不動産の貸付け、②不動産に
設定されている権利、例えば地上権の貸付け、③船舶や航空機の貸付
けなどから生ずる所得をいいます。

不動産所得の金額は、次の算式で計算します。

不動産所得の金額 = 収入金額 - 必要経費

5 給与所得〔P39〕

給与所得とは、給与所得者などが勤務先から受ける給料や賞与など
の所得をいいます。

(1) 所得金額の計算〔P39〕

給与所得の金額は、次の算式で計算します。

給与所得の金額＝給与等の収入金額－給与所得控除額

(2) 給与所得控除額〔P39〕

給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて次の算式で計算した金額です。

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下の場合	収入金額×40% (65万円に満たない場合には、65万円)
180万円を超え 360万円以下の場合	収入金額×30%＋18万円
360万円を超え 660万円以下の場合	収入金額×20%＋54万円
660万円を超え 1,000万円以下の場合	収入金額×10%＋120万円
1,000万円を超える場合	220万円 (上限)

なお、給与等の収入金額が660万円に満たない場合には、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を求めることができます。

(3) 給与所得者の特定支出控除〔P41〕

給与所得者は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合に、確定申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除することができます。

特定支出とは、①通勤費、②転任に伴う転居費、③研修費、④資格取得費、⑤単身赴任に伴う帰宅旅費、⑥図書費・衣服費・交際費等の勤務必要経費のうち一定の要件を満たすものをいいます。

なお、⑥の勤務必要経費は、65万円が上限となります。

6 退職所得〔P42〕

退職所得とは、退職に際し勤務先から受ける退職手当や一時恩給などの所得をいいます。

(1) 所得金額の計算〔P42〕

退職所得の金額は、次の算式で計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

なお、役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が課税退職所得金額となります。

(2) 退職所得控除額〔P43〕

退職所得控除額は、勤続年数に応じて次の算式で計算した金額です。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合には80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

なお、退職者が、障害者となったことが直接の原因で退職した場合は、勤続年数に応じて上記により計算した金額に100万円を加算した金額が退職所得控除額となります。

7 譲渡所得〔P44〕

譲渡所得とは、土地、建物、株式等、ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生ずる所得をいいます。

(1) 土地や建物の譲渡〔P44〕

土地や建物の譲渡による所得の金額は、他の所得の金額と分離し

て計算します。この場合、譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年を超える土地や建物の譲渡による所得を「長期譲渡所得」、5年以下のものを「短期譲渡所得」といいます。

長期譲渡所得の場合は、原則として、譲渡益（譲渡益は収入金額から取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。）に対し所得税15%、住民税5%の税率を適用して税額を計算します。

短期譲渡所得の場合は、原則として、譲渡益に対し所得税30%、住民税9%の税率を適用して税額を計算します。

なお、確定申告の際には、所得税と併せて、原則として、その年分の所得税額である基準所得税額に2.1%の税率を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

(2) 株式等の譲渡〔P46〕

株式等の譲渡による所得の金額は、上場株式等と一般株式等（上場株式等以外の株式等）を区分し、他の所得の金額と分離して計算します。上場株式等の譲渡益（譲渡益は収入金額から必要経費を差し引いて計算します。）と一般株式等の譲渡益に対しそれぞれ所得税15%、住民税5%の税率を適用して税額を計算します。

なお、確定申告の際には、所得税と併せて、原則として、その年分の所得税額である基準所得税額に2.1%の税率を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

また、金融商品取引業者等に特定口座を開設している場合は、この特定口座での取引については、源泉徴収口座又は簡易申告口座を選択することができ、源泉徴収口座での取引は、確定申告不要制度を選択することができます。このほか、20歳以上の居住者等の方に

については（積立）NISA（ニーサ）が、20歳未満の居住者等の方についてはジュニアNISAがあり、金融商品取引業者等に非課税口座又は未成年者口座を開設することにより、一定の条件の下、その非課税口座又は未成年者口座で取得した上場株式等に対する配当等やその上場株式等の譲渡益が最長5年間（積立NISAの場合は20年間）非課税となります。

(3) 土地や建物、株式等以外の譲渡〔P48〕

ゴルフ会員権や金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得の金額については、事業所得や給与所得などの総合課税の他の所得の金額と合計し、その税額は、累進税率を適用して計算します。

譲渡した資産の所有期間が5年を超える資産の譲渡による所得を「長期譲渡所得」、5年以下のものを「短期譲渡所得」といい、所得金額は次の算式で計算します。

譲渡所得の金額

＝収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額

譲渡所得の特別控除額は50万円ですが、譲渡益が50万円より少ないときはその金額となります。

なお、長期譲渡所得の場合は、譲渡所得の金額の2分の1の金額を他の所得と合計することになります。

8 山林所得〔P50〕

山林所得とは、所有期間が5年を超える山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することによる所得をいいます。

所有期間が5年以内の山林の伐採又は譲渡による所得は、事業所得か雑所得になります。

山林所得の金額は次の算式で計算します。

山林所得の金額

＝収入金額－必要経費（取得費、管理費、譲渡費用など）－特別控除額

山林所得の特別控除額は50万円ですが、譲渡益が50万円より少ないときはその金額となります。山林所得の金額については、他の所得の金額と分離し、その税額は、一般の累進税率よりも軽減された特別の累進税率を適用して計算します。

9 一時所得〔P51〕

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じたものでなく、労務や役務の対価としての性質や資産の譲渡による対価としての性質も有しない一時的な所得をいいます。

例えば、次の①から④のようなものが一時所得となります。

- ① 生命保険契約に基づく一時金（業務に関して受けるものを除きます。）や損害保険契約に基づく満期返戻金
- ② 懸賞や福引きの賞金品（業務に関して受けるものを除きます。）、競馬や競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）
- ③ 法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除きます。）
- ④ 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金

一時所得の金額は、次の算式で計算します。

一時所得の金額

＝収入金額－収入を得るために支出した費用－特別控除額

一時所得の特別控除額は50万円ですが、特別控除前の金額が50万円より少ないときはその金額となります。

なお、総所得金額を計算する場合には、一時所得の金額の2分の1の金額を他の所得と合計することになります。

10 雑所得〔P53〕

雑所得とは、恩給や国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金などの公的年金等、非営業貸金の利子、著述家や作家以外の方が受け取る原稿料や印税、講演料、放送謝金などのように、他の9種類の所得のいずれにも当たらない所得をいいます。

雑所得の金額は、次の①及び②の算式で計算した金額の合計額です。

① 公的年金等に係る雑所得の金額

$$\text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額} = \text{A}$$

(赤字のときは0)

② 公的年金等以外に係る雑所得の金額

$$\text{公的年金等以外の収入金額} - \text{必要経費} = \text{B}$$

$$\text{雑所得の金額} = \text{A} + \text{B}$$

10種類に区分される所得の内容と計算方法についてみてきましたが、次に、これらの所得からどのようにして納める税額を計算するのかを簡単にみてみましょう。

これまでに説明した計算方法により求めた利子所得の金額、配当所得の金額で申告分離課税を選択したものを除いたもの、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合課税の譲渡所得の金額（ただし、長期譲渡所得の場合はその2分の1となります。）、一時所得の金額の2分の1、雑所得の金額を合計したものを「総所得金額」といいます。

この総所得金額から雑損控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの所得控除を差し引いて「課税総所得金額」を計算し、これに税率を適用して所得税額を算出します。

一方、一般株式等又は上場株式等の譲渡による所得や配当所得等で申告分離課税を選択したものの、先物取引に係る雑所得等、土地や建物の譲渡所得で申告分離課税とされるもの、山林所得、退職所得は、他の所得とは分離して所得税額を算出します。

所得税及び復興特別所得税の申告納税額は、次の①から④の順に計算します。

- ① 所得税額から、所得税額から差し引かれる金額（配当控除など）を差し引きます。
- ② ①で計算した金額を基準所得税額として、その金額に2.1%の税率を掛けて復興特別所得税を計算します。

③ ①で算出した所得税額と②で算出した復興特別所得税額を合計します。

④ ③で算出した金額から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額などを差し引いて所得税及び復興特別所得税の申告納税額を算出します。

1 所得控除〔P58〕

所得控除には、次のようなものがあります。

(1) 雑損控除〔P58〕

災害又は盗難若しくは横領によって、納税者本人や納税者本人と生計を一にする総所得金額等が38万円以下の親族の資産に損害を受けた場合や、納税者本人が災害などに関連してやむを得ない支出をした場合には、その資産の損失や支出のうち、一定額を所得から控除することができます。

なお、事業用資産や山林、生活に通常必要でない資産について受けた損失は雑損控除の対象とはならず、詐欺や脅迫による損失も対象となりません。

(2) 医療費控除〔P59〕

納税者本人や納税者本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合は、200万円を限度として、一定額を所得から控除することができます。

医療費とは、次の①から⑧のような費用のうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額及び⑨のような介護保険制度の下で提供される一定のサービスの対価、⑩及び⑪のような費用で診療や治療などを受けるために直接必要なも

のなどをいいます。

- ① 医師、歯科医師による診療や治療費
- ② 治療や療養に必要な医薬品の購入費
- ③ 病院や診療所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、助産所に收容されるための人的役務の提供費
- ④ 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などに支払った施術費
- ⑤ 保健師や看護師、准看護師、特に依頼した方による在宅療養を含んだ療養上の世話費
- ⑥ 助産師に支払った分べん介助費
- ⑦ 医師等による一定の特定保健指導費
- ⑧ 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価
- ⑨ 介護保険制度の下で提供される次の①から③のような一定の施設・居宅サービスの対価
 - ① 指定介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設における介護費、食費、居住費などの施設サービスの対価として支払った額の2分の1相当額
 - ② 介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設における介護費、食費、居住費などの施設サービスの対価として支払った額
 - ③ 一定の居宅サービスの自己負担額
- ⑩ 通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具の購入代や賃借料の費用で、通常必要なもの
- ⑪ 義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入費
- ⑫ 身体障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付

する費用のうち、医師などの診療費用や⑩⑪の費用に当たるもの
平成29年1月1日から平成33年12月31日の間に、健康の保持増進
及び疾病の予防への一定の取組を行う方が、特定の医薬品を購入
した場合には、セルフメディケーション税制による医療費控除の
特例を受けることができます。医療費控除の特例を選択された方
は、従来の医療費控除を受けることはできません。特例の対象と
なる特定の医薬品は、領収書にその対象の商品である旨が表示さ
れています。

(3) 社会保険料控除〔P63〕

健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険
料や国民年金保険料など納税者本人や納税者本人と生計を一にする
親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合は、そ
の全額を所得から控除することができます。

(4) 小規模企業共済等掛金控除〔P64〕

小規模企業共済法に定める旧第2種共済契約を除いた共済契約掛
金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年
金の加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度
に係る契約で、一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合は、
その全額を所得から控除することができます。

(5) 生命保険料控除〔P65〕

納税者本人や親族を受取人とする一定の生命保険契約などに基づ
いて保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）を支払った場合は、
一定額を所得から控除することができます。

なお、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に

係る保険料については、新生命保険料と新個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれについて、最高4万円を限度として所得から控除することができます。

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る保険料については、旧生命保険料と旧個人年金保険料について、それぞれ最高5万円を限度として所得から控除することができます。また、新契約及び旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、一定の計算をした合計額（最高4万円）を控除することができます。

これらの各保険料の控除の合計適用限度額は12万円となります。

(6) 地震保険料控除〔P66〕

納税者本人や納税者本人と生計を一にする親族の住んでいる家屋や家財などを対象とした地震保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）を支払った場合には、最高5万円を限度として所得から控除することができます。

なお、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約に係る保険料を支払った場合には、最高1万5,000円（控除の対象となる地震保険料があるときは、合計で最高5万円）を限度として所得から控除することができます。

(7) 寄附金控除〔P67〕

国、地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人、特定公益増進法人、認定NPO法人等など特定の団体に寄附金を支出した場合や特定の政治献金、一定の特定公益信託の信託財産とするための金銭などを支出した場合は、総所得金額等の40%相当額又はこれらの寄附金の額のいずれか少ない方の金額から2,000円を控除した金額を寄附

金控除として所得から控除することができます。

(8) 障害者控除〔P 68〕

納税者本人又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当たる場合は、障害者一人につき27万円、重度の障害がある場合は特別障害者として、一人につき40万円を控除することができます。

なお、特別障害者が同居を常とする控除対象配偶者や扶養親族の場合には、その特別障害者一人につき75万円を所得から控除することができます。また、障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

(9) 寡婦（夫）控除〔P 69〕

配偶者と死別や離婚をした後再婚していない納税者で、一定の要件を満たす場合は27万円、女性の納税者である特別寡婦については35万円を所得から控除することができます。

(10) 勤労学生控除〔P 69〕

納税者が勤労学生で、合計所得金額が65万円以下であるなど一定の要件を満たす場合は、27万円を所得から控除することができます。

(11) 配偶者控除〔P 70〕

納税者の妻又は夫でその年の12月31日（年の中で死亡した人については、その死亡の日となります。）現在で生計を一にする青色事業専従者として給与の支払を受けない方及び白色事業専従者に当たらない方であって、合計所得金額が38万円以下の方を「控除対象配偶者」といいます。控除対象配偶者については、配偶者控除として次の金額を所得から控除することができます。

一般の控除対象配偶者	38万円
老人控除対象配偶者	48万円

※ 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。

(12) 配偶者特別控除〔P71〕

生計を一にする配偶者があり、次の①から④の要件を全て満たす場合には最高38万円を所得から控除することができます。

(要件)

- ① 納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ② 配偶者が青色事業専従者として給与の支払を受ける方、白色事業専従者及び他の者の扶養親族とされる方でないこと
- ③ 配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満であること
- ④ 配偶者が納税者本人を対象として配偶者特別控除を受けていないこと

(13) 扶養控除〔P72〕

配偶者を除く親族又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人で、その年の12月31日現在で生計を一にする青色事業専従者として給与の支払を受けない方及び白色事業専従者に当たらない方のうち、合計所得金額が38万円以下の方を「扶養親族」といいます。

納税者に控除対象扶養親族となる方がいる場合には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を扶養控除として所得から控除することができます。

一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等	58万円

※1 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいいます。

※2 「一般の控除対象扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、特定扶養親族及び老人扶養親族以外の方をいいます。

※3 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方をいいます。

※4 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。この場合の「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系尊属で納税者又はその配偶者と同居を常としている方をいいます。

(14) 基礎控除〔P75〕

38万円を所得から控除することができます。

2 税額控除〔P75〕

このほか、課税所得に税率を適用して算出した税額から控除できるものがあり、この控除を税額控除といいます。税額控除の主なものは次の(1)から(8)のとおりです。

(1) 配当控除〔P76〕

配当所得がある場合、原則として、配当所得の10%に相当する金額を控除することができます。ただし、配当所得のうち外国株式に

係る配当などの一定のもの、確定申告をしないことを選択したもの、申告分離課税を選択したものなどについては、配当控除の適用はありません。

(2) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除〔P76〕

納税者が一定の要件に当てはまる住宅を取得したり、増改築等をした場合において、その取得又は増改築等に係る借入金を有するなど、所定の要件を満たすときは、居住の用に供した年から10年間、所定の方法によって計算した額を所得税額から控除することができます。

また、一定の要件に当てはまるバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、三世帯同居改修工事又は耐久性向上改修工事を含む増改築等をした場合において、その増改築等に係る借入金を有するなど一定の要件を満たすときは、居住の用に供した年から5年間、所定の方法によって計算した額を所得税額から控除することができます。この控除を受けるには、必要な書類を添えて確定申告をする必要があります。

なお、給与所得者は1年目に確定申告をすると2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。

(3) 政党等寄附金特別控除〔P78〕

個人が支出した政治活動に関する寄附金のうち政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のものは、支払った金額の合計額が2,000円を超える場合には、所得控除である寄附金控除との選択により、その超える額の40%相当額を所得税額の25%を限度としてその年分の所得税額から控除することができます。

(4) 認定住宅新築等特別税額控除〔P79〕

一定の要件に当てはまる認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅（これらを「認定住宅」といいます。）を新築等した場合で、所定の要件を満たすときは、認定住宅の新築等に係る費用のうち、認定住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的なかかり増し費用の額の10%に相当する金額をその居住用に供した年分の所得税額から控除することができます。

なお、この控除額は、原則として最高65万円となります。

(5) 認定NPO法人等寄附金特別控除〔P80〕

認定NPO法人等に対して支払った特定非営利活動に係る事業に関連する一定の要件を満たす寄附金は、支払った金額の合計額が2,000円を超える場合には、所得控除である寄附金控除との選択により、その超える額の40%相当額を所得税額の25%を限度としてその年分の所得税額から控除することができます。

(6) 公益社団法人等寄附金特別控除〔P80〕

公益社団法人、公益財団法人、私立学校法に規定する学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人などに対して支払った一定の要件を満たす寄附金は、支払った金額の合計額が2,000円を超える場合には、所得控除である寄附金控除との選択により、その超える額の40%相当額を所得税額の25%を限度としてその年分の所得税額から控除することができます。

(7) 住宅耐震改修特別控除〔P81〕

居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限ります。）について一定の耐震改修をした場合には、

その耐震改修工事の標準的な費用の額の10%に相当する金額を所得税額から控除することができます。

なお、この控除額は、原則として最高25万円となります。

(8) 住宅特定改修特別税額控除〔P82〕

一定の要件に当てはまるバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、三世帯同居改修工事又は耐久性向上改修工事をした場合で、所定の要件を満たすときは、バリアフリー改修工事などの標準的な費用の額の10%に相当する金額を所得税額から控除することができます。

なお、この控除額は、例えば、バリアフリー改修工事のみをした場合には、原則として最高20万円となります。

3 計算例〔P83〕

以上のような所得控除や税額控除を適用した所得税及び復興特別所得税の申告納税額の計算例を示すと次のとおりです。

- ① マッサージ業を営んでいます。
- ② 事業専従者控除後の事業所得の金額は309万円です。
- ③ 事業所得以外の所得はありません。
- ④ 支払った社会保険料は40万円です。
- ⑤ 支払った生命保険料は12万円です（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る保険料で個人年金保険料は含まれていません。）。
- ⑥ 支払った住まいに係る地震保険料は1万円です。
- ⑦ 身体障害者手帳（障害の程度3級）の交付を受けています。
- ⑧ 妻はマッサージの手伝いをされていて、事業専従者です。
- ⑨ 扶養親族は高校生の子2人（年齢は16歳以上19歳未満）です。

⑩ 白色申告者です。

事業所得以外の所得はありませんので、総所得金額は、事業所得の金額309万円と同じです。

所得控除額は、社会保険料控除40万円、生命保険料控除5万円、地震保険料控除1万円、障害者控除27万円、扶養控除76万円（38万円×2人）、基礎控除38万円の合計額187万円です。

したがって、課税される所得金額は、総所得金額309万円から所得控除額187万円を差し引いて122万円となり、所得税額は次の「平成29年分所得税の税額表」を適用して計算し、6万1,000円となります。

さらに、所得税額（基準所得税額）と基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計し、所得税及び復興特別所得税の申告納税額は6万2,200円となります。

4 計算過程〔P86〕

① 総所得金額（事業所得金額）	309万円
② 所得控除額	187万円

社会保険料控除	40万円
生命保険料控除	5万円
地震保険料控除	1万円
障害者控除	27万円
扶養控除	76万円
	(38万円×2人)
基礎控除	38万円
合計	187万円

③ 課税される所得金額 (①-②) 122万円

$$309\text{万円} - 187\text{万円} = 122\text{万円}$$

なお、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

④ 所得税額 6万1,000円

$$122\text{万円} \times 5\% = 6\text{万}1,000\text{円}$$

○平成29年分所得税の税額表

〔計算式〕 ①×②-③=所得税額

①課税される所得金額		②税率	③控除額
1,000円から	194万9,000円まで	5%	0円
195万円から	329万9,000円まで	10%	9万7,500円
330万円から	694万9,000円まで	20%	42万7,500円
695万円から	899万9,000円まで	23%	63万6,000円
900万円から	1,799万9,000円まで	33%	153万6,000円
1,800万円から	3,999万9,000円まで	40%	279万6,000円
4,000万円以上		45%	479万6,000円

⑤ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額 6万2,200円

(イ) 復興特別所得税額

$$6\text{万}1,000\text{円} \times 2.1\% = 1,281\text{円}$$

(ロ) 所得税及び復興特別所得税の申告納税額

$$6\text{万}1,000\text{円} + 1,281\text{円} = 6\text{万}2,281\text{円} \rightarrow 6\text{万}2,200\text{円}$$

なお、100円未満の端数がある場合は切り捨てます。

1 申告 [P 90]

私たちがその年に納める所得税及び復興特別所得税の額を確定させるためには、住所地の税務署長に確定申告書を提出する必要があります。申告には、通常の確定申告のほかに、死亡又は出国の場合の確定申告などがあります。

2 納付 [P 91]

所得税及び復興特別所得税の額は、申告期限である3月15日（同日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）までに納めなければなりません。期限までに納付しなかった場合には、延滞税がかかります。

平成26年1月1日以後の期間における延滞税の割合は、納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合となり、2か月を経過した日以後は、年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合となります。

※ 「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

延納届出額（確定申告により納付すべき所得税及び復興特別所得税の額の2分の1以下の額）を記載した確定申告書を税務署長に提出し、確定申告により納付すべき所得税及び復興特別所得税の額の2分の1

以上を納期限の3月15日（同日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）までに納付すれば、残りの額は5月31日（同日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）まで延納が認められます。延納をした場合には利子税がかかります。

平成26年1月1日以後の期間における利子税の割合は、「特例基準割合（※）」となります。

※ 利子税における「特例基準割合」とは、延滞税における「特例基準割合」と同様に、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、所得税及び復興特別所得税の納付の方法には、指定した預貯金口座から自動的に納付ができる「振替納税」の制度があります。

振替納税を利用する場合は、あらかじめ納期限までに所轄税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書の提出が必要です。

還付申告の方の還付金の受取には、①預貯金口座への振込みによる方法と②指定したゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口へ出向いて受け取る方法とがあります。

預貯金口座への振込みを希望される場合は、申告書の還付金の受取先を記載する欄に、申告されるご本人が取引している金融機関名、預貯金の種別及び口座番号の記載が必要です。

税務署長に申告書を提出した後で、記載内容に誤りがあることに気が付いたときは、どのようにすればよいでしょうか。

1 修正申告〔P96〕

申告書を提出した後に誤りがあることに気が付いたときで、先に申告した税額が過少である場合や還付金が過大である場合には、「修正申告」によって訂正し、納付します。修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。

2 更正の請求〔P96〕

申告書を提出した後に誤りがあることに気が付いたときで、先に申告した税額が過大である場合や還付金が過少である場合には、「更正の請求」によって正しい税額への訂正を求めることができます。

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

個人事業者は、次の①から⑤のような場合には、税務署への届出が必要です。

- ① 事業を始めるとき
- ② 青色申告で申告したいとき
- ③ 青色事業専従者給与を支払うとき
- ④ 従業員に給与を支払うとき
- ⑤ 源泉所得税の納期の特例を受けるとき

届出書の用紙は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

なお、税務署にも用意しています。

個人に支払われる預貯金の利子などについては、一律15.315%、このほか地方税5%の税率により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われ、この源泉徴収だけで納税が完結する源泉分離課税制度が適用されています。

しかし、次の①及び②に掲げる障害者等の少額貯蓄非課税制度においては、身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金などを受けている妻、寡婦年金を受けている方など（以下「障害者等」といいます。）に該当する方は、それぞれ元本等が350万円までの利子等について非課税となります。

- ① 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）
- ② 障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）

非課税の扱いを受けるためには、所定の申告書等を金融機関等に提出するとともに身体障害者手帳や年金証書などの公的書類を提示して、氏名、生年月日、住所及びマイナンバー（個人番号）並びに障害者等に該当する旨を告知し、確認を受けなければなりません。

1 消費税の課税対象〔P100〕

税が課されるものを「課税対象」といいますが、消費税の課税対象は、「国内取引」と「輸入取引」とされています。

国内取引とは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供をいいます。商品の販売、自動車等のレンタル、理（美）容、印刷、輸送、仲介、広告等のサービスの提供など、対価を得て行う取引のほとんどが課税対象となります。

輸入取引とは、保税地域から外国貨物を引き取ることをいいます。

※1 国内取引の課税対象は、①「国内において」、②「事業者が事業として」、③「対価を得て行う」、④「資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供）である」という全ての要件を満たす取引に限られますので、これらの要件のうち一部が欠けるものは課税の対象とはなりません。

例えば、たまたま自分の住んでいる家を売ったような場合は、「事業として」売るわけではありませんから、消費税の課税対象にはなりません。

なお、①から④の要件の全てを満たす取引であっても、非課税となる取引や免税となる取引があります。

※2 消費税の課税対象とされるものについては、同時に地方消費税が課されます。

2 納税義務者〔P102〕

税を納める義務のある方を「納税義務者」といいますが、消費税の

納税義務者は、課税対象の区分に応じ次の(1)(2)のとおりです。

(1) 国内取引〔P103〕

課税事業者（課税対象となる資産の譲渡等を行う一定の個人事業者及び法人）が納税義務者となります。

課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の基準期間（個人事業者は前々年、事業年度が1年の法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の課税事業者となります。

※ 免税事業者

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その年又はその事業年度における国内取引について納税義務が免除されます。ただし、課税事業者を選択する旨の届出書を提出した場合には、納税義務者となることができます。また、新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金等の額が1,000万円以上である法人については、その基準期間のない事業年度（一般的には、設立第1期目及び第2期目）の納税義務は免除されません。

なお、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（個人事業者の場合はその課税期間の前年の1月1日から6月30日までの期間のことをいいます。）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間においては課税事業者となります。特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

(2) 輸入取引〔P105〕

外国貨物を保税地域から引き取る方が納税義務者となります。

輸入取引では、事業者に限らず、消費者である個人が輸入する場合も、納税義務者になります。

3 非課税となる取引〔P105〕

消費税の性格から課税対象としてなじまないもの及び社会政策的な配慮から課税しないこととしたものが非課税となる取引です。

消費税が非課税となる取引は、次の①から⑮のとおりです。

(1) 国内取引〔P106〕

- ① 一時的に使用させるものを除く土地の譲渡、貸付けなど
- ② 収集品及び販売用を除く有価証券、支払手段の譲渡
- ③ 貸付金や預金の利子、保証料、保険料など
- ④ 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡
- ⑤ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- ⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
- ⑦ 外国為替など
- ⑧ 社会保険医療など
- ⑨ 介護保険サービス、社会福祉事業など
- ⑩ お産費用など
- ⑪ 埋葬料・火葬料
- ⑫ 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど
- ⑬ 一定の学校の授業料、入学金、入学・入園検定料、施設設備費など
- ⑭ 教科用図書譲渡

⑮ 一時的に使用させるものなど一定のものを除く住宅の貸付け

(2) 輸入取引〔P108〕

国内における非課税取引とのバランスを図るため、次の①から⑤のものを輸入する場合も非課税とされています。

- ① 収集品及び販売用を除く有価証券、支払手段
- ② 郵便切手類、印紙、証紙
- ③ 商品券、プリペイドカードなど
- ④ 一定の身体障害者用物品
- ⑤ 教科用図書

4 免税となる取引〔P108〕

消費税は、国内において消費される商品やサービスについて負担を求めるものですから、課税事業者が輸出取引や国際通信、国際輸送等の輸出に類似する取引を行う場合には、消費税が免除され、これを輸出免税といいます。

5 税率〔P109〕

消費税の税率は6.3%です。ただし、このほか地方消費税が消費税率に換算して1.7%課税されますので、両税を合わせた税率は8%となります。

6 仕入税額控除制度〔P109〕

消費税は最終消費者が負担することになりますが、税が累積しないよう、生産、流通の各段階で事業者が支払った消費税は、課税売上げに係る消費税額から控除するという「仕入税額控除制度」が採用されています。仕入税額控除を受けるためには、仕入れの事実を記載した帳簿と仕入れの事実を証する請求書等の両方の保存が必要です。

消費税及び地方消費税の税額の計算方法は次のとおりです。

消費税の納付税額

＝課税売上高(税抜き)×6.3%－課税仕入高(税込み)×6.3/108

※ 仕入れに含まれる消費税額の方が多ければ、還付されます。

地方消費税の納付税額

＝消費税の納付税額×17/63

1 課税売上げ〔P111〕

課税売上げとは、商品の売上げのほか、機械、建物等事業用資産の売却、住宅を除く建物の賃貸収入など、事業として行う資産の譲渡、貸付け、サービスの提供をいいます。

なお、土地の売却や貸付け、株式、債券の売却、受取利子、住宅の貸付けなどの非課税取引は含まれません。

2 課税仕入れ〔P111〕

課税仕入れとは、いわゆる商品の仕入れのほか、事業のために使用する機械、建物等事業用資産の購入、建物の賃借、原材料や事務用品の購入、賃加工や運送等のサービスの購入などをいいます。

なお、土地の購入や賃借、株式、債券の購入、支払利子、支払給料、賃金などは含まれません。

消費税は、中小事業者の方の納税の事務負担が軽くなるよう課税売上高のみから納付税額を計算できる「簡易課税制度」が設けられています。

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者で、簡易課税制度を選択する旨の届出書を事前に提出している方は、「簡易課税制度」を適用できます。

簡易課税制度による納付税額の計算は、課税売上高を次の①から⑥の事業に区分した上で、売上げに対する消費税額にそれぞれ次の「みなし仕入率」を掛けた金額を仕入れに含まれる消費税額とみなして、売上げに対する消費税額から控除するものです。

- | | | | | |
|---|---------------|-------|--------|-----|
| ① | 第一種事業（卸売業） | | みなし仕入率 | 90% |
| ② | 第二種事業（小売業） | | みなし仕入率 | 80% |
| ③ | 第三種事業（製造業等） | | みなし仕入率 | 70% |
| ④ | 第四種事業（その他の事業） | | みなし仕入率 | 60% |
| ⑤ | 第五種事業（サービス業等） | | みなし仕入率 | 50% |
| ⑥ | 第六種事業（不動産業） | | みなし仕入率 | 40% |

※1 第一種事業から第六種事業までのうち、1種類の事業のみを営む事業者の場合は、次の算式で計算します。

仕入れに含まれる消費税額

＝売上げに対する消費税額×該当する事業のみなし仕入率

※2 2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の75%を占める場合には、その75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体の課税売上高に

対して適用することができるなどの計算の特例があります。

課税事業者は、課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の末日の翌日から2か月以内（個人事業者は翌年の3月31日まで）に、所轄税務署長に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、その申告書に記載した消費税額及び地方消費税額を納付します。

また、直前の課税期間の年間消費税額が一定額を超える場合には、中間申告・納付が必要です。

- ① 直前の課税期間の年間消費税額が4,800万円を超える場合には、1か月ごとに年11回、それぞれ直前の課税期間の年間消費税額の12分の1の消費税額とその17/63相当の地方消費税額を中間申告・納付、
- ② 直前の課税期間の年間消費税額が400万円を超え4,800万円以下の場合には、3か月ごとに年3回、それぞれ直前の課税期間の年間消費税額の4分の1の消費税額とその17/63相当の地方消費税額を中間申告・納付、
- ③ 直前の課税期間の年間消費税額が48万円を超え400万円以下の場合には年1回、直前の課税期間の年間消費税額の2分の1の消費税額とその17/63相当の地方消費税額を中間申告・納付することになります。

中間申告の申告・納付の期限は、原則として、各中間申告対象期間の末日の翌日から2か月以内となります。

なお、それぞれの期間について仮決算を行い、それに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することもできます。

また、直前の課税期間の年間消費税額が48万円以下の事業者でも、事前に「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に年1回の中間申告・納付することができます。

※1 確定申告書及び仮決算による中間申告書には、明細書（付表）の添付が必要です。

※2 個人事業者の消費税及び地方消費税の納付の方法には、指定した預貯金口座から自動的に納付ができる「振替納税」の制度があります。

事業者の方は、次の①から⑨のような場合には、税務署への届出が必要です。

- ① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることになったとき
- ② 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることになったとき
- ③ 簡易課税制度を選択するとき
- ④ 課税事業者となることを選択するとき
- ⑤ 課税期間の短縮を選択するとき、又は既に短縮を選択している課税期間を変更するとき
- ⑥ 任意に中間申告書を提出するとき
- ⑦ 新設法人に該当するとき
- ⑧ ①及び②に該当しなくなったとき
- ⑨ ③から⑥を取りやめるとき など

届出書の用紙は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

なお、税務署にも用意しています。

課税事業者が値札や広告などで商品やサービスの価格をあらかじめ表示する場合には、消費税相当額（地方消費税相当額を含みます。）を含めた支払総額（税込価格）を表示することが必要です。この制度は、平成16年4月1日から適用されています。

1 対象となる取引〔P121〕

消費者に対して商品の販売、役務の提供等を行う場合の価格表示を対象としています。したがって、事業者間取引は、総額表示義務の対象とはなりません。

2 総額表示の具体的な表示方法〔P121〕

価格表示の方法については、「税込価格」が明示されているかどうかポイントとなります。例えば、税抜価格が10,000円の場合、次の①から⑤のような表示が「総額表示」に該当します。

- ① 10,800円
- ② 10,800円（税込）
- ③ 10,800円（税抜価格10,000円）
- ④ 10,800円（うち消費税額等800円）
- ⑤ 10,800円（税抜価格10,000円、消費税額等800円）

なお、平成25年10月1日から平成33年3月31日までは、現に表示する価額が「税込価格」であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示することを要しません。

国は、全ての国民が健康で豊かな生活ができるように様々な仕事を行っています。なかでも、社会福祉の仕事が近年急激に増えており、児童、障害者、高齢者などに対する福祉施策が幅広く行われるようになってきました。この社会福祉を含めて社会保障関係に使われる国の予算も年々増えており、平成29年度における一般会計歳出に占める社会保障関係費の割合は、33.3%となっています。

このように、財政支出の面で社会福祉を充実する一方、障害者が社会的、経済的に弱い立場にあることを考慮して、税金の面でも様々な措置が設けられています。そこで、障害者が受けられる税金の特例などについて、そのあらましを説明します。

1 所得税〔P124〕

(1) 障害者本人が受けられる所得控除〔P124〕

納税者本人が、心身に一定の障害があるときは、障害者控除として一人につき27万円（重度の障害がある場合は、特別障害者として一人につき40万円）を所得から控除することができます。

(2) 障害者を扶養している方が受けられる所得控除〔P125〕

イ 配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が心身に一定の障害があるとき

障害者控除として一人につき27万円（重度の障害がある場合は、特別障害者として一人につき40万円）を所得から控除することができます。

ロ 特別障害者と同居している場合

特別障害者一人につき、75万円を所得から控除することができます。障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

(3) 心身障害者扶養共済掛金の控除〔P126〕

条例の規定により地方公共団体が実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度による契約で一定の要件を備えているものの掛金を支払った場合には、その全額が小規模企業共済等掛金控除として所得から差し引かれます。

この共済制度は、地方公共団体が精神や身体に障害のある方を扶養する方を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納め、その地方公共団体が心身障害者の扶養のため給付金のみを定期的に支給するなど、一定の要件を備えているものをいいます。

(4) 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税〔P127〕

前記(3)の心身障害者扶養共済制度に基づいて、心身障害者やその障害者を扶養する方が受ける給付金（脱退一時金を除きます。）には、原則として所得税が課されません。

2 消費税〔P127〕

(1) 身体障害者用物品の非課税〔P127〕

盲人安全つえ、義眼、点字器、車いす、点字図書などの身体障害者用物品の譲渡や貸付けなどには消費税が課されません。

なお、対象となる身体障害者用物品は、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有するものとして、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに限られます。

(2) 公的な医療保障制度に係る医療等の非課税〔P128〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律など一定の法律に基づく公費負担医療などには、消費税が課されません。

(3) 介護保険サービスの非課税〔P128〕

介護保険法の規定に基づく居宅介護サービスなどには、消費税が課されません。

(4) 社会福祉事業等の非課税〔P129〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づくホームヘルパー、デイサービス、ショートステイなどの社会福祉事業には、消費税が課されません。

3 相続税〔P129〕

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務及び葬式費用の額を控除します。)が基礎控除額を超える部分に対して課されます。

(1) 障害者控除〔P130〕

法定相続人が障害者の場合は、相続開始の日から85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障害者の場合は20万円)を掛けて計算した金額が障害者控除としてその方の相続税額から差し引かれます。

(2) 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の非課税〔P130〕

地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を、相続により取得したものとみなされた場合、この受給権については相続税の課税対象になりません。この共済制度の内容は、所得税の特例で説明した

とおりです。

4 贈与税〔P131〕

贈与税は、個人から財産をもらったときに課される税金です。

会社など法人から財産をもらったときは、贈与税は課されませんが、所得税が課されることになっています。

(1) 特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権の非課税〔P131〕

特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

特定障害者とは、特別障害者及び障害者のうち精神に障害のある方をいいます。また、特定障害者扶養信託契約とは、個人が信託会社などと結んだ金銭や有価証券などの財産の信託契約で、委託者以外の一人の特定障害者を信託の利益の全部についての受益者とするもので、所定の要件を備えたものをいいます。

なお、信託できる財産は、次の①から⑥のものに限られます。

- ① 金銭
- ② 有価証券
- ③ 金銭債権
- ④ 立木（たちきのことをいいます。）やその立木がある土地で立木とともに信託されるもの
- ⑤ 継続的に相当の対価（賃料）を得て他人に使用させる不動産

⑥ この信託の受益者である特定障害者が居住する不動産で上記

①から⑤の財産のいずれかとともに信託されたもの

この非課税の適用を受けるには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社などを通じて特定障害者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

(2) 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権の非課税〔P134〕

地方公共団体が、条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金を受け取る権利を、贈与により取得したものとみなされた場合、この受給権については贈与税の課税対象にはなりません。この共済制度の内容は、所得税の特例で説明したとおりです。

5 地方税〔P134〕

(1) 住民税〔P134〕

個人の住民税は、市区町村内に住所を有する方に対し、均等割額と所得割額が課税されていますが、前年の合計所得金額が125万円以下（給与所得者の場合は、年収にして204万4,000円未満）の障害者については、住民税は課されません。

個人の住民税の所得割額は、通常、前年中の所得金額から基礎控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除などの所得控除を差し引いて、その残額に税率を掛けて計算します。

障害者本人が受けられる所得控除額及び障害者を扶養している方が受けられる所得控除額は、次のとおりとなります。

なお、同控除の対象となる方の範囲等については、所得税の取扱いと同様です。

イ 障害者控除

障害者 一人につき26万円

特別障害者 一人につき30万円

同居特別障害者 一人につき53万円

ロ 配偶者控除及び扶養控除

控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者		33万円
	老人控除対象配偶者		38万円
控除対象扶養親族	一般の控除対象扶養親族		33万円
	特定扶養親族		45万円
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	38万円
		同居老親等	45万円

※1 障害者控除と併せて受けることができます。

※2 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、前年の12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいいます。

※3 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、前年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人をいいます。

※4 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、前年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。

※5 老人扶養親族のうち、「同居老親等」とは、納税義務者又は納税義務者の配偶者の直系尊属で、納税義務者又は納税義務者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

(2) 自動車税、軽自動車税、自動車取得税〔P138〕

目や足などの不自由な方などが利用するもので、本人又は家族等

が運転する自動車や軽自動車について、自動車税、軽自動車税及び自動車取得税を条例により減免している地方公共団体があります。詳しくは、自動車又は軽自動車の主たる定置場のある地方公共団体にお尋ねください。

税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしなければ
 ならない方が申告しなかったときは、税務署長は、調査した結果に基づ
 き、更正、決定などの処分を行います。また、未納の税額があり、督促
 をしてもなお納付されないときは、差押えなどの処分を行います。

このような税務署長の処分に不服があるときは、税務署長に対する
 「再調査の請求」、又は国税不服審判所長に対する「審査請求」のいず
 れかを選択して不服申立てをすることができます。

再調査の請求又は審査請求は、処分の通知を受けた日の翌日から3か
 月以内に行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、
 その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには、
 再調査決定書により通知された日の翌日から1か月以内に審査請求をす
 ることができます。

国税不服審判所長の裁決があった後の処分になお不服があるときは、
 裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に裁判所に「訴訟」
 を提起することができます。

国税について調べたい方は、次の1又は2をご利用ください。

1 タックスアンサー〔P141〕

タックスアンサーでは、身近な税金について、音声読み上げソフトに対応しているインターネットにより情報提供を行っています。タックスアンサーは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からご利用いただけます。

2 電話相談センター〔P142〕

現在、納税者の方からの電話相談については、国税局及び国税事務所に設置する電話相談センターで集中的に受け付けています。

税務署へおかけになった電話のうち、税に関する一般的なご質問やご相談は、電話相談センターに転送され、税務相談官がお答えします。

電話相談センターのご利用方法は次の①から④のとおりです。

- ① 最寄りの税務署に電話する。
- ② 音声ガイダンスに従い、番号「1」を選択する。
- ③ 音声ガイダンスに従い、相談したい内容の番号を選択する。
- ④ 担当の税務相談官がお答えします。

※1 ガイダンスの途中でも選択できます。「番号が確認できません」というガイダンスがあった場合には、「トーン切り替えボタン」（※など）を押してから選択してください。

※2 受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までです。土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は受付を行っていません。

1 マイナンバー制度の概要〔P144〕

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

2 国税関係手続における変更点〔P144〕

マイナンバー制度の導入に伴い、税務署に提出する、平成28年分以降の所得税等の確定申告書、贈与税の申告書、消費税の申告書及び個人事業の開業・廃業等届出書等には、マイナンバーを記載することとなりました。また、報酬や不動産の賃借料などの支払を受ける方は、これらの支払をする方が法定調書を提出する場合には、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。

なお、マイナンバーの提供を受ける際には、本人確認（番号確認及び身元確認）を行う必要がありますので、提供先である税務署や支払をする方などに対し、ご本人の本人確認書類の提示又は写しの提出が必要です。

顔写真付きのマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで、本人確認が可能です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、例えば、通知カードと顔写真付きの身分証明書の提示又は写しの提出により、本人確認を行います。

マイナンバー制度については、内閣官房制作の点字・大活字広報誌「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）のご案内～視覚障害者の皆さまへ～」もありますので、あわせてご利用ください。

税についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税については最寄りの税務署又は電話相談センターへ、地方税については都道府県又は市区町村へお問い合わせください。

なお、この点字広報誌「私たちの税金」については、音声データを国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）から一括ダウンロード又は項目ごとにダウンロードすることができます。

